

CPD ニュースレター第13号



「機構個人会員」から「CPD会員」に変わります (技術者継続教育機構の用語が本年4月1日から変わります)

農業農村工学会継続教育部

1. 「技術者継続教育機構の規程・運用細則」に使われている用語の変更について

昨今話題の公益法人改革について、農業農村工学会でも昨年から検討していますが、その中でいくつかの課題が明らかになってきました。その中の一つとして、農業農村工学会の中に「学会の会員」と「技術者継続教育機構の会員」の2種類の会員が存在しており、早速改正することになりました。

そこで建設系CPD協議会に参加している学会の中で、「学会の会員」以外の者で「継続教育機構」に参加を認めている事例を調査しました。土木学会では、「学会の会員」以外で「継続教育機構（土木学会では「技術推進機構」という）」に参加する者は、「CPD登録メンバー」という表現をしていることが判明しました。

これらを参考に、用語の置き換えを行い、「技術者継続教育機構の規程・運用細則」を改正することにしました。一例を挙げてみると次のようになります。

「機構個人会員」を「CPD会員」、「特別会員」を「CPD法人会員」など。

このことについて、「運営委員会」、「評価委員会」、「評議員会」に諮り、昨年12月15日の理事会の承認を得て、本年4月1日から変更します。

これら以外にも「技術者継続教育機構の規程・運用細則」に規定されていない用語についても変更があります。一例を挙げてみるとつぎのようになります。

「機構個人会費」を「CPD個人会費」、「機構特別会員の会費」を「CPD法人会費」など。

今後は、「CPD会員」、「CPD法人会員」の皆様には、耳慣れない用語ですが、一日も早く慣れ親しんで下さるようお願い申し上げます。

2. 利用者サービスのお知らせ

本年も「継続教育記録ノート」の受付の時期になりました。

平成21年度分（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の「継続教育記録ノート」の受付は、平成22年4月1日から開始し、4月30日が締切日となっていますので、期限内に必ず提出して下さい。

① 平成21年度分の「CPDポイント取得証明書」の発行は、昨年と同様当分の間行いません。ただし、「ニュースレター第12号」でもお知らせしたとおり、「農業農村工学会の会員」には、今年の4月から次のサービスを行いますが、この「CPD取得一覧表（暫定版）」の記載内容についての「CPDポイント取得証明書」は、申込の順に4月より発行いたします。

本学会員（平成22年3月31日現在において、正会員であった者）に対しては、「CPD取得一覧表（暫定版）」を4月に無料で交付します。ただし、「CPD取得一覧表（暫定版）」記載内容については、次の教育形態のものとします。対象とする教育形態は、農業農村工学会誌購読による自己学習「x」と通信教育「ac」の2教育形態とします。また、会員は、「継続教育記録ノート」によるこの2教育形態の申請が不要で、継続教育部で、これらの自動入力を行います。

② また、新しく機構に参加される「CPD入会手続き」につきましても、従来どおり1カ月程度の時間を頂かないと事務処理が終わらない状況であります。

③ 各種の届出様式（「CPD住所変更届」、「CPD勤務先変更届」、「CPD休会届」、「CPD退会届」）は、適時に、確実に、ご提出下さるようお願いいたします。

④ 通信教育「ac」のCPDポイント評価の変更を、機構評価委員会に諮っておりますことを「ニュースレター第12号」でお知らせしましたが、昨年12月17日の機構評価委員会で原案どおり承認されました。したがって、この4月の通信教育に計上されるCPDポイント（学会誌2月号（Vol.78/No.2）に掲載された第53回通信教育問題の解答の評価）から、1カ月につき70%正解は1.5CPDポイント、100%正解は2.0CPDポイントとなります。

なお、今後とも会員サービスの向上には、スタッフ一同心がけていますので、技術者継続教育機構へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。